### 令和5年4月10日

## 第1回

# 玉東町農業委員会総会議事録

熊本県玉名郡玉東町農業委員会

### 令和5年度第1回玉東町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年4月10日(月) 午後1時30分~午後2時10分

2. 開催場所 玉東町福祉センター 2階 研修室A

3. 出席委員(10名)

会長1番山野信也会長職務代理者7番鬼塚忠正

委員 2番 永田麻衣 3番 坂口政文 4番 德山道也

5番 清田伸一 6番 上田佳子 8番 清田 勇

9番 前川政樹 10番 小山省三

推進委員 沼田淳 田尻稔男 清田耕士

4. 欠席委員(1人) 11番 松本正利

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第4 議案第3号 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岩川康幸

局長補佐 奥村佳織

#### 7. 会議の概要

事務局

ただ今から、令和5年度玉東町農業委員会第1回総会を開催いたします。はじめに、山野会長よりご挨拶をお願いいたします。

山野会長

挨拶

事務局

ありがとうございました。

玉東町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、本日の出席者数は<del>全員出席のため</del>(10名で過半数を満たしておりますので)、総会が成立していますことを報告いたします。

また、同規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、これからの議事進行は、山野会長にお願いします。

議長 (山野)

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。 玉東町農業委員会会議規則第13条に規定する議事録署名委員ですが、私より指名させていただきます。

議事録署名委員は10番小山委員、2番永田委員を指名します。また会議書記に農業委員会事務局の奥村局長補佐を指名します。

よろしくお願いします。

つづきまして、日程第2、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について2件上がっております。1番について事務局より説明を求めます。

事務局

議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について。

=1頁、議案第1号について議案書をもとに朗読= それでは、詳細について説明いたします。

譲受人は、現在59歳でみかん、梨、柿栽培を中心とした農業経営をされています。今回規模拡大のために申請地を買い受けるため申請されるものです。申請地につきましては、5ページをご覧ください。

なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件につきましては、すべてを満たしているものと考えます。

可否について審議をお願いします。

議長 (山野)

説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。 前川委員。 9番(前川)

譲渡人は高齢でこれ以上は農業が出来ないということで、譲受人の 方が作りますということでした。

議長(山野)

はい。ありがとうございました。ただ今地区委員さんからの説明が ありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。

推進 (清田)

何ら問題は無いと思います。

議長(山野)

ただ今、推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からの質疑 はありませんか。

3番(坂口)

写真を見るとポツポツとなっているようですが現状はどうなっていますか。

9番(前川)

現状はみかん畑です。枯れている木も少しあります。

議長 (山野)

他にありませんか。無いようですので、採決を行います。議案第1 号の1番について、承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 (山野)

賛成多数。よって議案第1号の1番は、承認されました。 続きまして、2番について事務局より説明をお願いします。

ここで総会会議規則第10条の規定(議事参与の制限)により鬼塚 委員の退席を求めます。

事務局

=1頁、議案第1号、2番について議案書をもとに朗読= それでは詳細について説明いたします。

譲受人は、現在64歳で水稲栽培を中心とした農業経営をされています。今回、規模拡大のために申請地を買い受けるため申請されるものです。申請地につきましては、6ページから8ページをご覧ください。

なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件につきましては、すべてを満たしているものと考えます。

推進(田尻)

可否について審議をお願いします。

議長(山野)

説明が終わりましたので、推進委員さんの意見を求めます。

田尻委員。

議長(山野)

この農地は20年以上前から譲受人が管理されていましたが所有者が死亡され相続人も県外に住まれており管理も出来ない事から今回の売買となりました。

はい。ありがとうございました。ただ今推進委員さんからの説明がありましたが皆様からの意見はありませんか。

議長(山野)

ありませんか。無いようですので、採決を行います。議案第1号2番 について、承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(山野)

賛成多数。よって議案第1号の2番は、承認されました。 鬼塚委員の入室を求めます。

議長 (山野)

続きまして、日程第3、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請については今回5件の申請が上がっております。1番、2番と4番、5番については関連しておりますので一括して審議を行います。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局

= 2頁、議案第2号、1番、2番について議案書をもとに朗読= それでは詳細について説明いたします。

1番につきましては役場の新庁舎建設により、現在、職員駐車場として利用しているところに新庁舎が建設予定であり、新庁舎に隣接するこの農地を不足する職員駐車場として利用するため今回申請されるものです。

また、2番につきましては自宅の老朽化に伴い現在の住まいとほとんど変わらない土地を探されていましたのでお互いの意見が合致し1番との土地の交換が成立になりました。

申請地は9ページをご覧ください。農地区分は役場から300m以内にある農地で第3種農地と判断します。なお、第3種農地の転用申請は原則許可となっております。

ご審議の程、よろしくお願いします。

議長 (山野)

説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。 小山委員

10番 (小山)

説明のとおり、問題ありません

議長(山野)

はい。ありがとうございました。ただ今地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。

推進(沼田)

農業委員が言われたとおり何ら問題ありません。

議長 (山野)

ただ今推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からの質疑はありませんか。

3番(坂口)

写真②の面積はそのままの面積ですか。

事務局

分筆をされて①と同じ面積にされております。

議長(山野)

他にありませんか。無いようですので、採決を行います。議案第2号 1番と2番について、承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(山野)

賛成多数。よって議案第2号の1番と2番は、承認されました。 続きまして、3番について事務局より説明をお願いします。

事務局

=3頁、議案第2号、3番について議案書をもとに朗読= それでは詳細について説明いたします。

賃借人は、役場庁舎建設の業者であり、現在、現場事務所の場所の確保はされていますが工事車両の駐車場が不足しているため今回一時転用で農地を借りられます。

申請地は9ページをご覧ください。農地区分は役場から300m以内にある農地で第3種農地と判断します。なお、第3種農地の転用申請は原則許可となっております。

ご審議の程、よろしくお願いします。

議長 (山野)

説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。

小山委員

10番 (小山)

いま、説明があったとおりですので問題ありません。

議長(山野)

はい。ありがとうございました。ただ今地区委員さんからの説明があ

りました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。

推進(沼田)

問題ありません。

議長(山野)

ただ今推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からの質疑はあ

りませんか。

3番(坂口)

駐車場となっていますが、進入路はどこからですか。

事務局

写真の左側(西側)からの進入になります。

議長 (山野)

他にありませんか。無いようですので、採決を行います。議案第2号

3番について、承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 (山野)

賛成多数。よって議案第2号の3番は、承認されました。

続きまして、4番と5番について事務局より説明をお願いします。

事務局

=3頁、議案第2号、4番、5番について議案書をもとに朗読=

それでは詳細について説明いたします。

事務局

譲受人は、現在、町内の賃貸住宅に妻と子ども2人の4人で暮らして おり、現在の住まいでは手狭となったため、土地を探しており今回、売 買の契約が成立したため住宅用地と進入路として申請されるものです。

譲渡人は、平成4年6月に農地転用の許可を受けられて、造成までは済まされていましたが、その後、個人住宅の建設までは履行されていなかったため、申請地は無断転用の状態となっておりました。そのため、今回、顛末書をつけ農地転用の申請をされるものです。

申請地は10ページをご覧ください。

事務局

農地区分は10ha以上の農地の広がりがあるため第1種農地と判断しますが、不許可の例外で集落に接続して設置されるものであり、この申請地のほかに代わるような土地も周辺にないことから、許可相当であると考えます。

可否について審議をお願いします。

議長 (山野)

説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。 坂口委員。

3番(坂口)

周りは住宅地になっていて、問題ないと思います。

議長 (山野)

はい。ありがとうございました。ただ今地区委員さんからの説明がありました。皆様からの質疑はありませんか。

議長 (山野)

ありませんか。無いようですので、採決を行います。議案第2号4番、 5番について、承認される方は挙手をお願いします。

(全員举手)

議長 (山野)

賛成多数。よって議案第2号の4番、5番は、承認されました。 続きまして、日程第4、議案第3号農地利用集積計画の決定について を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

11ページです。(朗読)

12ページです。議案第3号につきましては、農業経営基盤強化促進 法第18条第1項の規定に基づき、玉東町長から令和5年3月24日付 けで、農用地利用集積計画の決定を求められているところでございます。

13ページをご覧ください。(総括表の説明)

14ページをご覧ください。

今回の申請は、農用地利用集積計画のうち新規の利用権設定の賃借権が3件です。面積は、樹園地が11筆で11,028㎡です。

なお、対価の支払い方法等につきましては右側備考欄に記載のとおりであります。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります。

農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。 利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の 事業に供すべき農用地の全てについて耕作を行うと認められ、農作業 に常時従事し、対象農地を効率的に利用すると認められること。

対象農地の関係権利者全ての同意が得られていることの各要件を満たしております。

以上です。

議長(山野)

説明が終わりましたので、何かご質問はありませんか。

3番(坂口)

3番の借受人の詳細を教えてください。

事務局

この方は玉名市で新規就農をされて少しずつ面積を増やされており、天水町でも借りられています。

議長 (山野)

無いようですので、議案第3号、農用地利用集積計画の決定については、(案)のとおり決定いたします。

議長 (山野)

その他ですが、事務局から何かありますか。

事務局

年間スケジュールについて

議長 (山野)

他にありませんか。

議長 (山野)

それでは以上をもちまして、玉東町農業委員会第1回総会を閉会いたします。

#### 閉会 午後2時10分

上記のとおり議事録に相違ないことを証するためここに署名捺印 する。

令和5年4月10日

 玉東町農業委員会会長
 印

 10番委員
 印

 2番委員
 印